

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成23年3月28日

提出者

25番 深 沢 達 也

11番 土 屋 美恵子

2番 きくち 太 郎

3番 橋 本 しげき

6番 内 山 さとこ

13番 小 野 正 二

18番 石 井 一 徳

22番 山 本 あつし

武蔵野市議会議長 島 崎 義 司 殿

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

武蔵野市議会会議規則（昭和26年8月武蔵野市議会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(記載又は記録事項) 第63条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとし、議事は、 <u>速記法によって速記する。</u>	(記載又は記録事項) 第63条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとし、議事は、 <u>速記法によって速記し、又は録音によって記録する。</u>	字句の改正
(1)から(12)まで (略)	(1)から(12)まで (略)	

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

議事の記録方法について、速記法のほか録音によることができることとするため、所要の改正をするものである。